

広島県告示第七百七号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄	
発起人の住所及び氏名		加入区		縦覧期間		縦覧場所	
大竹市玖波三丁目九番六号 三紙 靖弘		くば		平成二六年一月一日		くば漁業協同組合	
大竹市油見一丁目七番六号 平内 康夫		くば漁業協同組合		平成二六年一月一日		くば漁業協同組合	
大竹市晴海一丁目一番二三号 中曾 和成		くば漁業協同組合		平成二六年一月一日		くば漁業協同組合	
大竹市玖波三丁目十番八号 下井 正幸		くば漁業協同組合		平成二六年一月一日		くば漁業協同組合	